

高山市新型コロナウイルス対策感染防止・おもてなし支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響を乗り越えるため、市民と施設経営者及び観光客と観光関連事業者の安全・安心の確保並びに観光関連事業者の事業活動の継続及び収束後の観光需要回復に向けた基盤整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止並びに飲食店、宿泊施設、小売店、観光関連施設等における設備及びおもてなし力の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 市内で飲食店、宿泊施設、小売店、観光施設等を経営する事業者（以下「観光関連事業者」という。）
- (2) 市内で不特定多数の来訪が見込まれる施設を経営する事業者（観光関連事業者を除く。以下「施設経営者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、高山市暴力団排除条例（平成24年高山市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者及び破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体に所属している者は、補助対象者としなない。

(補助対象事業及び経費)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるもののうち、第1条の目的に沿うものとして必要と認められるものとする。

(補助対象事業の実施期間)

第4条 補助対象事業の実施期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

2 補助対象者は、令和2年3月31日以前に発生した経費に対しては、補助金の交付を受けることができない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で1施設当たり50万円を限度とし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高山市新型コロナウイルス対策感染防止・おもてなし支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請書の提出は、令和3年3月10日までにしなければならない。

(調査等)

第7条 市長は、当該事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め若しくは物件を調査し又は関係者に対し質問をすることができる。

2 申請者は、前項の規定による報告の聴取及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならない。並びに同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、高山市新型コロナウイルス対策感染防止・おもてなし支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 補助対象経費の変更に伴う補助金の額の変更、履行期間の変更等が生ずる場合にあっては、申請者は高山市新型コロナウイルス対策感染防止・おもてなし支援事業補助金交付変更申請書（別記様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第10条 市長は、前条の変更申請書の提出があったときは、その内容を精査のうえ補助金の交付の適否及び補助金の交付の内容の変更を決定し、その内容を高山市新型コロナウイルス対策感染防止・おもてなし支援事業変更決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業終了後30日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、高山市新型コロナウイルス対策感染防止・おもてなし支援事業補助金実績報告書（別記様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定の申請を行う時点において補助対象事業が完了している場合は、申請書に前項に規定する関係書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、高山市新型コロナウイルス対策感染防止・おもてなし支援事業補助金交付請求書（別記様式第6号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その全額又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、補助金の全額又は一部を速やかに返還しなければならない。

(書類等の保存)

第15条 補助金に関する書類等の保存期間は、令和8年3月31日までとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日) (令和2年5月7日決裁)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第15条の規定については、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(施行期日等) (令和2年6月19日決裁)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 この要綱による改正前の高山市新型コロナウイルス対策観光振興事業補助金交付要綱により交付を受けた補助金は、この要綱による改正後の高山市新型コロナウイルス対策感染防止・おもてなし支援事業補助金交付要綱により交付を受けた補助金とみなす。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費
<p>(1) 市民と施設経営者及び観光客と観光関連事業者の安全・安心を確保するために実施する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の消毒や清掃に係る経費 ・衛生対策のために従業員に配布するマスクや施設を消毒する消毒液等の購入費 ・施設で使用する空気清浄機や飛沫防止用アクリル板等の備品購入費 ・感染防止のための施設の整備改修費 ・その他第1条の目的に沿う経費として市長が認めるもの
<p>(2) 観光関連事業者の事業活動の継続及び観光需要回復に向けた基盤を整備するために実施する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的決済環境や公衆無線 LAN 環境の整備に係る経費 ・多言語対応力やおもてなし力の向上、オンライン環境、収束後に向けた集客力の強化に係る経費 ・多様なニーズに対応するための施設の整備改修費 ・その他第1条の目的に沿う経費として市長が認めるもの